

議案第 42 号

太宰府市税条例の一部を改正する条例について

太宰府市税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年 5月31日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）の公布に伴い、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市税条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市税条例（昭和39年条例第162号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「若しくは金銭」を削り、同項第3号を次のように改める。

- (3) 所得税法第78条第2項第4号に規定する特定寄附金のうち、福岡県知事又は福岡県教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連するもの

第56条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日
(2) 第34条の7第1項の改正規定、附則第4条の2を削る改正規定及び次条の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の太宰府市税条例第34条の7第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第3号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなお

その効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。) 」とする。